

# 成年後見ノート ( 試案 )

作成日 平成 年 月 日

作成者

## 生活環境類推道具

### 使用目的

私の判断能力が減退した後、支援する人々が私のために判断する上で参考にする事項を記載したものです。

日記 \* 場所  
アルバム \* 場所  
デジタル写真 \* 場所 C D 画に収録 パソコンに収録  
ビデオ \* 場所  
\* 場所

### 使い方

該当する にチェックしてください。チェック欄はあくまでも一つの例示であり、自分の望み希望を追加してください。変更する場合は、さらにノートを作成し、変更前の物も破棄せず、合わせて保存して置いてください。

## 自制事項

運転免許証 才で返上  
酒 才以降 日 合  
たばこ 才以降 日 箱  
X E

## 定期行為

床屋美容院 月 回 ( 以上・以下 )  
スナック 月 回 ( 以上・以下 )  
ｽｰｯｸﾗﾌﾞ 月 回 ( 以上・以下 )  
海外旅行 年 回 ( 以上・以下 )  
お墓参り 年 回 ( 以上・以下 )  
歯ﾌﾟﾗﾝｼﾞ交換 ( 先が少し丸くなったら )  
X E

## 趣味趣向

全般 菜食主義 質実剛健 贅沢好き 質素儉約  
真実一路 優雅な生活 楽しい生活 アﾄﾞﾞﾞﾞ派  
なすがまま ケセラセラ  
X E

好きな食べ物飲み物 ジャル 和食 洋食 中華  
豆腐  
みそしる ( 具 : ジャｶﾞｲﾚ わかめ とうふ )  
ｺｰﾋｰ 紅茶 コｯ 緑茶 プﾗﾝﾃﾞｰ ｳｲﾝ 日本酒  
ﾋｰﾙ  
X E ( 例 緑茶は宇治の新茶 100g 2000円程度のもの )



味覚  
甘党 辛党 柔らかめ 堅め 濃い味が好き  
薄い味が好き  
X E

生活様式 ジャル 和式 様式

旅行 温泉中心 食事中心 スポーツ中心 観光中心  
希望 朝声をかける 散歩 清潔な着物  
こだわり .....  
信 仰 .....  
好きな色 .....  
友人等関係 .....  
大切にしている持ち物 .....



## 生活に関する具体的な位置づけ

任意後見人として代理権が付与された後の身上監護の範囲を選択してください。

健康管理への配慮 安全な生活確保

上記権限につき特に次の事柄を決定しておいてください。

居所指定 (居所指定は 〇 と協議の上任意後見監督人の同意を求めてから行います。)

医療に関する事項

生命身体に重大な影響を及ぼす事項についての承諾権者の指定

住所

氏名

連絡先

私との関係



任意後見契約締結の事実を下記の者に通知してください。

- 1 配偶者(通知する・通知しない)
- 2 2親等以内の親族(通知する・通知しない)
- 3 住所

氏名

連絡先

私との関係

- 4 住所

氏名

連絡先

私との関係

(注意) 特段の事情がない限り、上記1及び2の親族に対しては通知することが望ましい。

次の者の意向は出来る限り尊重してください。

住所

氏名

連絡先

私との関係

次の者の意向には慎重に対処してください。

住所

氏名

連絡先

私との関係

世話の必要が生じた場合、介護は出来れば次の者にさせていただきたいと思います。

住所  
氏名                      連絡先                      私との関係

(上記指定のない場合は                      と協議の上、  
任意後見監督人の同意を条件に行う事になります。)



## 生活に関する指示事項

下記の事項に限って私の身上監護を行って下さい。

- 1 私的または公的介護サービスの申込みの代理その他これに関する不服申立て等
- 2 私の療養看護のための病院、特別擁護老人ホーム等への入院、入所の申込みの代理及び退所についての決定
- 3 有料老人ホームその他これに類似する施設への入所の申込みの代理及び退所についての決定
- 4 私の扶養義務者に対して扶養義務の履行を求めること
- 5 私本人、その配偶者、その親族等が私に対する医療行為に関する同意を与えられない場合に同意を与えること

私の生活及び生存を維持するために緊急を要し、当面任意後見人以外に処理できる者がいない場合には、前項各号に規定した事項以外の身上監護であっても、任意後見人は応急の措置を取って下さい。

上記に明記されたものの外、任意後見人は、私の身体の自由、私に対し加えられる医療行為、並びに、その療養看護に関する権限は有しません。

(介護サービス等の選択) 私及びその配偶者の日常生活の維持、私的または公的介護サービスの受給、療養看護に関する措置については、任意後見人は任意後見監督人と協議の上、私のために適当であると合理的に判断される方法を選択し、そのための費用を支出して下さい。

(療養施設等への入所) 療養施設、老人ホームへの入所・入院は、自宅における生活が困難であることの任意後見監督人の文書による確認のほか、私の心身の状態については、必ず医師による診断を得た上行ってください。

## 財産管理事項

### 1 不動産

必要があれば借地権及び建物については、老人介護施設への入居資金、若しくは今後の生活資金とするため、売却したいと思います。

不動産の売却が必要な場合、別紙目録の指定順に従い、売買価格を含む買い主との交渉、不動産仲介業者の選定、売買代金の決済受領保管所有権移転に必要な登記手続、その他売却に必要な一切のことを私に代わって行ってください。先順位の売却が困難な場合は、任意後見監督人の許可を得て売却してください。

増改築に関しては、安全性・衛生の保持・確保のためまたは、私の介護、日常生活の維持のために必要なもののみ行うこと。工事に際しては施工者から見積を提出させ、任意後見監督人の許可を得てから工事に着工すること。

私及び配偶者の生活費、介護費用及び療養看護費（以下「生活費等」という）に支出する必要がある場合は不動産を担保に借入をしてください。

財産からの収入（年金の支給を含む）、不動産以外の資産の処分及び扶養義務者からの支援等によっても生活費等の支出を賄えない時は不動産を担保に借入をしてください。

不動産を担保に借入をする場合は任意後見監督人の承諾がある場合に限る。

借入によっても生活費等の支出を賄えない場合、あるいは借り入れが不可能な場合、別紙目録記載の順位に従い売却してください。ただし、先順位の売却が困難な場合は、任意後見監督人の許可を得て売却してください。

将来有料老人ホームへの入所を希望しているが、入所しないうちに自己決定が出来なくなった場合は、別に定めた順に従い、入所交渉を行い、それに要する費用及び維持管理等は自宅を含めた不動産等を売却して充ててください。

貸不動産については、質料の収受、取立を適正迅速に行い、相当な賃料の値上げを賃借人に請求すること。任意後見人は、合理的な費用負担の範囲内で賃貸不動産の管理業務を不動産仲介業者に委任することができます。

### 2 預貯金

財産管理等によって生じる一切の収入及び支出を 名義の下記銀行口座（以下「管理口座」という）を通して行って下さい。

銀行 支店 普通預金 口座番号

任意後見人名義で開設する場合には、任意後見人自らの財産と区別できるよう、口座名を設定して下さい。

緊急やむをえない必要がある場合には管理口座以外の口座等から支出することができる。

任意後見監督人に計算報告する際、管理口座及びその他の預貯金の口座の写しを添付して下さい。

### 3 有価証券

有価証券に基づく権利の行使は、その期限に怠りなく行使して下さい。受領する配当金、元利金等は管理口座に入金して下さい。  
取引相場がある株式、転換社債その他有価証券については、管理開始の時点における時価より[     % ]以上その取引価格が下落する場合には、これを処分することができます。但し、その処分後、任意後見人は、処分で得た代価を、同一銘柄または同種の有価証券若しくはその他の有価証券に再投資することができません。

#### 4 年金保険

変更届等を保険者に提出すべき事由が生じた場合には遅滞なく提出して下さい。  
保険金、年金が支給される場合には管理口座に入金して下さい。

#### 5 生活費等

私のライフプランを尊重して、できる限り私及びその配偶者の生活上の需要に答えるものとします。ただし、本件財産の能力ではその需要に答えられないと見込まれる場合には、私、その配偶者及び任意後見監督人と協議して、生活上の需要を本件財産の能力の範囲内にとどめるよう努めてください。

私及びその配偶者の日常生活上の小取引の支払に当てるため、前月末日までに、当月分金万円を管理口座から(私・配偶者)に交付するものとします。交付額は、消費の状況を見て、任意後見人、配偶者及び任意後見監督人と協議して変更してください。

私の財産から支出した場合は、領収書その他支出を証する証拠を保存してください。

私の実印及び印鑑登録カードは任意後見人が保管してください。なお、私は、次項の目的に使用するために、印鑑登録カードを使用して印鑑登録証明書の交付申請をする権限を任意後見人に付与します。

## 紛争処理事項

財産、または私に関する紛争の処理については、全て任意後見人の合理的な裁量によって、私の利益を図って処理して下さい。

私のために行う訴訟行為、仲裁、調停、示談・和解等その他一切の行為のために要する委任状は、予め私がこれを     通作成し任意後見監督人に預託しておきます。任意後見監督人は、その必要性を判断し、任意後見人に委任状を交付して下さい。

## 法定後見人選任事項

任意後見人が必要と認める場合、

( 「生活に関する具体的な位置づけ」で指定した意見を尊重すべき人の  
意見     任意後見監督人     )  
と協議の上、法定後見人の選任の申立をなすなど必要な措置を取って下さい。

以下続く(未完)

